

(参考書類)

年 月 日

記入者
原則、工事請負者が記入 住所
(法人名称及び代表者名もしくは担当者名)
氏名

電話 ()

ブロック塀等安全対策支援申請額内訳書

杉並区ブロック塀等安全対策支援事業助成金交付要綱に基づく助成金の申請に伴い、予定事業費(見積額)のうち、助成対象事業費の内訳については下記のとおりです。

記

工事場所(住居表示) 杉並区 丁目 番 号

名称・仕様等	数量・単位	単価	金額	備考
ブロック塀等撤去工事 (<input type="checkbox"/> 高さ60cmを超える土留めの撤去工事を含む)				
撤去諸経費				
ブロック塀等撤去工事 計				
軽量フェンス等新設工事 (<input type="checkbox"/> 高さ60cmを超える土留めの新設工事を含む)				
新設諸経費				
軽量フェンス等新設工事 計				
見積上値引き等				
助成対象事業費	合 計 (税抜)			
	消 費 税			
	合 計 (税込)			

記入に際しての注意事項

- 1 提出する見積書の各項目のうち、ブロック塀等撤去工事費(以下、撤去費という)、軽量フェンス等新設工事費(以下、新設費という)に相当する項目をそれぞれ抽出し、転記してください。
- 2 当書式の項目数が見積書の項目数より少ない場合は、見積書上の項目を適宜まとめて1枠に記載してください。若しくは別紙として見積書から撤去費、新設費を抽出し、分けた明細を添付してください。
- 3 **撤去費にあたるもの**：道路沿いに立つ道路面からの高さ80cm以上の塀及びそれに附属する基礎の撤去工事(門・門柱は除く。)・撤去に必要な最低限の掘削とその復旧工事・処分運搬費・交通誘導費 等
- 4 **新設費にあたるもの**：対象塀と附属する基礎を含め撤去した範囲で、基礎も併せて新設する軽量フェンス等(腰壁として新設ブロック塀が附属する場合、原則、道路面からの高さ80cm未満およそ3段程度であること)・新設に必要な掘削工事とその復旧工事・発生材処分費・交通誘導費 等
- 5 **対象外となるもの**：既存フェンスの撤去・高さを80cm未満にしない部分的な撤去工事・高さ2mを超える土留めの工事・工事に付随する設備機器及び植栽に係る費用・設計監理費・駐車代・当該申請の対応費 等
- 6 見積項目上、撤去費、新設費及び助成対象外工事費を併合する項目は、日数や量、金額に応じて、按分した数量、金額で記入してください。例：交通誘導費、養生費、諸経費 等
- 7 そのほか、対象の判断ができない場合は個別に区にお問い合わせください。
- 8 交付予定額の算定にあたっては、区の判断により、助成対象事業費を修正する場合があります。